

令和8年度 私立幼稚園等補助金のお知らせ (入園祝金・保育料等・預かり保育料・給食費)

令和7年10月発行

ご入園時の手続きのほか、入園後の手続きについても、重要事項を記載しています。
入園後にもご活用ください。

もくじ

- 補助金に関する手続きの流れ p.1
- 認定について p.2～5
- 保育料の無償化・特定負担額に対する補助について p.5
- 入園祝金について p.6
- 預かり保育に関する補助について p.7～9
- 給食費に関する補助について p.10

よくあるお問い合わせを北区ホームページに
掲載しています。

右記QRコードよりご覧ください。



北区 子ども未来部 子ども未来課 子ども施設係

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10（滝野川分庁舎1階3番窓口）

TEL 03-3908-8143（受付時間：開庁日の午前8時半～午後5時）

北区のホームページ <https://city.kita.lg.jp>

＜補助金に関する手続きと補助金支給の流れ＞

11月～3月

入園内定

認定申請（p.2～5）

保育料等の補助対象者となるためには、必要な認定を受ける必要があります。
申請は、お手持ちのスマートフォン、PC等で行っていただきます。

4月～5月

入園

入園祝金の申請・請求（p.6）

入園料を納めた方に対し、8万円を上限に祝金を支給します。
申請・請求はお手持ちのスマートフォン、PC等で行っていただきます。

6月

預かり保育（p.7～9）・給食費（p.10）に関する補助金等の申請

給食費・預かり保育の補助金を受け取るための申請書類を提出していただきます。

家庭状況届の提出（p.5）

預かり保育の補助を希望する方全員に、保育の必要性が確認できる書類
を提出していただきます。

7月

入園祝金の支給

8月～9月

証明書・領収書の提出（p.9）

8月までに在籍園以外の一時預かり事業等を使った場合、証明書等の提出が必要です。

10月～12月

前期分（4～8月分）補助金の支給

- ・ 預かり保育料補助金
- ・ 給食費補助金

3月～4月

証明書・領収書の提出

3月までに在籍園以外の一時預かり事業等を使った場合、証明書等の提出が必要です。

5月

後期分（9～3月分）補助金の支給

- ・ 預かり保育料補助金
- ・ 給食費補助金

■認定について

新制度移行園のうち、幼稚園及び認定こども園の幼稚園枠に在籍している方※には、「子どものための教育・保育給付認定申請書」（以下、「教育・保育給付認定申請書」）を提出していただきます。預かり保育の利用給付を希望する場合は、あわせて「子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書」（以下、「施設等利用給付認定申請書」）を提出し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

通園先	預かり保育料 に対する給付	必要な認定
新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園枠）	希望しない	子どものための教育・保育給付1号認定（教育認定）
	希望する	子どものための教育・保育給付1号認定（教育認定） ＋ 新2号または新3号認定
認定こども園（保育園枠）	—	子どものための教育・保育給付2号または3号認定（保育認定）※

※保育園枠に在籍している方は、入園申し込みの際、北区保育課に認定申請書を提出済みですので、入園後の手続きは不要です。認定内容に変更が生じた場合は、保育課入園相談係へご連絡ください。

1 教育・保育給付認定の申請手続き

（1）申請の必要がある方

全員（北区に住民登録があり、私立の認可幼稚園（新制度移行園）、認定こども園（教育認定）にお子さんを通園させる保護者）

（2）申請方法

北区では令和7年度新入園児より、教育・保育給付認定申請に電子申請（オンラインによる申請）を導入しております。原則、電子申請にてお手続き願います。以下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、PCで申し込む場合は以下のURLをブラウザに直接入力してください。

※電子申請が難しい場合は、入園が決まった幼稚園等から紙の申請書類を受け取ってください。



（3）申請書類

書類の名称	対象者	備考
①認定申請書	全員	電子申請の場合は不要です。
②令和7年度の課税証明書 （または給与証明書等）	令和7年1月1日時点で 北区に居住していない保 護者の方	補助上限額の算定に用います。配偶者の扶養に入っていた場合は提出不要です。扶養に入っていない場合は、令和6年1月1日～12月31日までの間に収入が無くとも提出が必要です。海外からの転入等により課税証明書の発行ができない場合は、給与証明書等の当該年の収入がわかる書類をご提出ください。
③個人番号（マイナンバー） カードの写し等	②の対象者で、課税証明 書等の代わりにマイナン バーカード等による手続 きを希望する方	詳しくはp.3をご覧ください。

※電子申請時①は不要です。②は書類をカメラで撮影のうえアップロードしてください。

※令和8年9月以降に入園される方は②課税証明書の年度が異なります。詳しくはお問い合わせください。

(4) 提出先・期限

申請方法	提出先	提出期限
電子	(電子申請による)	令和7年12月19日(金)
紙	子ども未来課子ども施設係(郵送可)	

★マイナンバーカード等の提出方法について

- ・提出が必要な方は令和7年1月1日以降に北区に転入されてきた方に限られます。
- ・課税証明書等を電子申請で提出される場合は、マイナンバーカード等の提出は不要です。
- ・保護者のうち所得のある方について提出をお願いいたします。 ※お子さんの分は提出不要です。

①個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方

個人番号(マイナンバー)カードの両面をコピーしてご提出ください。

[見本]



②個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方

A.「通知カードの表面」とB.「本人確認資料」をコピーしてご提出ください。

[見本] A. 通知カード

表面をコピーしてご提出ください。



[見本] B. 本人確認資料

確認資料は、氏名と、住所または生年月日のいずれかの記載があるものに限りです。

写真つきの身分証明書は1点※1、写真がないもの場合は2点※2をご提出ください。

※1 1点提出の場合の例

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(写真付のもの)、学生証・社員証(写真付のもの)

○通知カードと合わせて都合2点必要です。

※2 2点提出の場合の例

年金手帳、写真のない学生証や社員証、住民票の写し、印鑑登録証、地方税・国税・公共料金の領収書

○通知カードと合わせて都合3点必要です。

③個人番号(マイナンバー)カードの提出先

マイナンバーカード等を提出する場合は、個人情報保護の観点から紙で北区宛てにご提出ください。

※電子申請で提出したり、幼稚園に提出されないようお願いいたします。

※提出先住所等(北区役所子ども施設係)は表紙下部に記載がございます。

2 施設等利用給付認定（預かり保育の補助）の申請手続き

（1）申請の必要がある方

預かり保育の補助を希望する教育認定の園児保護者

（2）申請方法

北区では、施設等利用給付認定申請に電子申請（オンラインによる申請）を導入しています。原則、電子申請にてお手続き願います。以下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、PCで申し込む場合は以下のURLをブラウザに直接入力してください。



※電子申請が難しい方は、ご入園が決まった私立幼稚園より紙の申請書類を受け取ってください。

（3）申請書類※

書類の名称	対象者	備考
①認定申請書	預かり保育の補助を希望する保護者の方	
②就労証明書等の確認書類	同上	p.7をご確認いただき、保育の必要性の認定に必要な確認書類（就労証明書等）をご提出ください。 必要書類の詳細につきましては、北区ホームページをご覧ください。 ※北区保育課および子どもわくわく課（学童クラブ）に提出済みの場合は、認定申請書の余白にその旨を記入してください。
③在留カードの写し（両面）	預かり保育の補助を希望かつ外国籍の保護者の方	

※電子申請時①は不要です。②～③は書類をカメラで撮影のうえアップロードしてください。

（4）提出先・期限

申請方法	提出先	提出期限
電子	（電子申請による）	令和7年12月19日（金）
紙	子ども未来課子ども施設係（郵送可）	

※申請時点では区外に住んでいるが、転入見込である場合は、住所欄に北区の住所を記入してください。

※上記提出期限に間に合わない方、年度途中で入園される方は、入園日前までに提出してください。また、入園後に他の自治体から北区に転入された方は、転入後速やかに提出してください。

（5）通知

認定が決定した方には、認定通知書を送ります。4月入園の方は原則入園後に、幼稚園を通じてお渡しします。

※申請書類に不備等があった場合は別途連絡します。

(6) 家庭状況届の提出

新2号認定および新3号認定を受けている保護者の方全世帯に、毎年6月頃に家庭状況届ご提出の案内をお通りの幼稚園を通じて配布します。保育の必要性の確認書類の提出が必要です。

(7) 認定内容等に変更が生じる場合

入園後に認定内容や保育の必要性の事由に変更が生じる場合、以下の表のとおり手続きが必要となります。

変更内容	必要な手続き
・あらたに預かり保育の補助を受けたい（就労、求職活動、同居親族の看護介護等）	あらためて認定申請手続きが必要になります。p.4記載のとおり電子申請にてお申込みください。有効な申請の場合、原則として申請のあった日から認定内容を変更します。
・「就労」を理由に新2号認定等を受けているが、退職することになった ・就労先や、就労時間が変更になった	保護者の保育の必要性の事由に変更が生じた場合や、就労状況等に変更が生じた場合、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、変更の申請をする必要があります。変更があった場合は、速やかに子ども未来課子ども施設係までご連絡ください。

その他、施設等利用給付認定の申請手続き後に申請内容に変更が生じた場合、子ども未来課子ども施設係までご連絡ください。

3 個人情報の利用及び第三者への開示

申請内容及び同意に基づき北区が得た園児と同一生計者全員の住民税の課税状況、住民登録状況等の個人情報は、交付資格の審査、金額算定並びにその付帯業務に利用します。個人情報のうち、園児氏名、園児生年月日、申請者氏名、住所及び交付対象期間は、補助金の交付に必要な付帯業務のため、通園先幼稚園等へ開示します。

■保育料の無償化・特定負担額に対する補助



1 保育料について

保育料は無料です。

令和元年10月1日から実施された幼児教育無償化に伴い、「子ども・子育て支援新制度」に移行している幼稚園等を利用する、満3歳児から5歳児までのすべての子どもたちの教育標準時間の利用者負担額（保育料）が無償化されました。

なお、通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。

2 特定負担額に対する補助について

特定負担額とは、教育・保育の質の向上のために必要な対価として幼稚園等が保護者から徴収する金額を指します。具体的には「施設整備費」「特定職配置費」「教育充実費」などが該当します。

北区では、特定負担額として区が認めたものについて、新制度幼稚園および認定こども園に在籍する教育認定を持つ園児保護者を対象に、園に対し一人あたり月額2,500円を上限に補助しています。

■入園祝金

私立幼稚園等に入園されたお子さんの保護者を対象に、
入園祝金（入園料に対する補助金）を交付します。



申請用QRコード
※申請フォームは、
令和8年4月1日か
ら公開予定です。

1 交付対象者（次の①～⑤の要件をすべて満たす方が対象です）

- ①令和8年4月1日以降に北区在住で、入園時北区に住民登録をしている
- ②令和8年4月1日以降に私立幼稚園等※にお子さんを入園させた
- ③私立幼稚園等に入園料を納めている
- ④過去に類似の交付金を受けていない
- ⑤園児の年齢が、下記対象年齢表の範囲内に該当する

※ここで言う私立幼稚園等とは、私立の認可幼稚園、認定こども園及び幼稚園類似の幼児施設として一定の基準を満たした指定施設を指します。

2 補助額

上限80,000円 ※実際に幼稚園等に支払った入園料を限度とします。

3 申請・振込

- (1) 申請手続きは令和8年4月以降に、上記QRコードの申請フォームから行ってください。
- (2) 入園年度内の申請に限り交付します。
- (3) 振込は令和8年7月を予定しています。令和8年5月29日(金)までの申請分が初回交付の対象です。
年度途中に入園された場合には、随時交付します。交付対象となる方には、交付決定通知書により事前に通知します。
- (4) 満3歳児クラスに入園された場合には、3歳の誕生日を迎えた前日以降に交付します。
- (5) 振込口座は申請者（保護者）名義の口座を指定してください。園児名義の口座には振込できません。
- (6) 振り込まれた場合の通帳の記載名称は、「キタクニューエンイワイキン」です。

令和8年度 対象年齢表	
満3歳児※ (令和5年4月2日生 ～令和6年4月1日生)	3歳児 (令和4年4月2日生 ～令和5年4月1日生)
4歳児 (令和3年4月2日生 ～令和4年4月1日生)	5歳児 (令和2年4月2日生 ～令和3年4月1日生)



※満3歳児とは、3歳の誕生日の前日以降に、
翌年度の4月を待たず幼稚園等に入園・通園する幼児のことです。

■預かり保育に関する補助について



私立幼稚園等の教育時間の前後に預かり保育を利用している保護者の負担を軽減するために、給付金を支給します。

＜預かり保育の例＞

預かり保育	教育時間	預かり保育
7:30	9:30	14:00
		18:30

1 交付対象者（次の①、②の要件をいずれも満たす保護者が対象です）

- ①令和8年4月1日以降、北区に住民登録があり、私立幼稚園等にお子さんを通園させている保護者の方で、「保育の必要性」が認められる方^(注)
- ②令和8年度中に預かり保育事業等※²を利用し、利用料を支払った方

(注) 対象として認められるためには、保護者全員について「保育の必要性」の確認書類を添付し、事前に申請する必要があります。(p.4～5)

「保育の必要性」の確認のために必要な書類は以下の表のとおりです。各種確認書類は北区ホームページよりダウンロード可能です。

保育を必要とする理由	確認書類	備考
就労（会社勤めの方、公務員の方） ※労働時間は最低月48時間です。	就労証明書※ ³	・自営主である配偶者等に雇用されている場合を含みます。 ・複数箇所勤務の方は、複数の就労証明書を提出してください。 ・就労が内定している場合は、就労(予定)証明書を提出してください。 ・受付日から起算して過去3カ月以内に発行された就労証明書（証明年月日の日付で判断します）であれば有効です
就労（自営業等の方） ※労働時間は最低月48時間です。	・就労証明書 ・自営業をしていることが客観的にわかる資料	・代表者、代表取締役等を含みます。 ・客観的にわかる資料の例は次のとおりです。 青色申告決算書の写し、法人税申告書の写し、会社の登記簿の写し（履歴事項全部証明書）、営業許可書、事務所や店舗の賃貸契約書、報酬がわかるもの、請負契約書など
妊娠・出産	母子手帳の表紙と出産予定日のページの写し	予定月を挟んで、産前2か月から産後2か月までの認定となります。
保護者の疾病・障害	診断書または障がい者手帳の写し	診断書には保育を必要とすることの明記が必要です。
同居親族等の介護・看護	・看護・介護状況申告書 ・診断書	個別にお問い合わせください
就学	在学証明書	個別にお問い合わせください
災害復旧	罹災証明書等	個別にお問い合わせください
求職活動	—	3か月以内に就職先を見つけ、就労証明書の提出をお願いします。
虐待やDVの恐れがある	—	個別にお問い合わせください
育児休業中	就労証明書	・すでに就労されている方で、育児休業を取得する（取得されている）方は、「就労証明書」の育児休業期間の欄に、期間を記入のうえ、ご提出をお願いします。 ・育児休業対象のお子さんが満2歳に達する年度末の翌月末までの認定となります。

- ※1 令和7年9月から、満3歳児クラスの方全員について、所得制限なく預かり補助対象となりました（国の「幼児教育・保育の無償化」とは異なる制度によるものです）。希望する場合は施設等利用給付認定の電子申請フォーム（p.3記載）より申請してください。
- ※2 原則は預かり保育事業（在籍園＝お通りの幼稚園等が実施する教育時間前後の預かり）のみ対象です。在籍園によっては、「（無償化対象施設である）認可外保育施設」「保育所等の一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の利用料金も補助対象となる場合があります（年末特別保育は対象外です）。詳細はp.8をご確認ください。なお、※1に記載の「満3歳児クラス」を対象とした補助は原則在籍園の実施する預かりのみが対象です。
- ※3 証明書に虚偽の記載を行ったり、偽造・改ざんを行ったときは、刑法上の罪を問われることがありますのでご注意ください。証明書の内容について、発行元に確認等を行う場合があります。

2 補助額

対象区分	日額上限 （優先）	月額上限 （日額が優先）
新2号認定	450円	11,300円
満3歳児クラス（新3号認定含む）		16,300円

※補助上限額は、日額上限450円が優先されます。

【預かり保育利用分の交付額の計算方法】

預かり保育の利用日数に日額上限（450円）を乗じて計算した各月の補助上限額と、実際に支払った金額を比較して、少ない方が交付額となります。

※預かり保育事業以外について、日額上限の考え方は適用されません。

※ひと月に預かり保育事業と預かり保育事業以外を併用した場合、月額上限は合計額に対し適用されます。（算定例はp.9参照。）

3 申請・振込

- （1）補助金の申請書、請求書および口座振替依頼書については、北区独自の給食費補助（p.10参照）を受ける際にご提出いただく書類がこれらを兼ねますので、個別に提出する必要はありません。
- （2）在籍している幼稚園に支払った預かり保育料については、北区が各園に確認するため、領収書等の提出は不要です。ただし、「1 交付対象者」の※2に記載の「認可外保育施設」等を利用した場合は、p.9記載の提出書類を直接北区に提出する必要があります。
- （3）補助金は、給食費に関する補助金と同じ申請者名義の口座へ振り込みます。
- （4）振込時期は、前期（4～8月）令和8年10月下旬・後期（9～3月）令和9年5月下旬に分けて振り込む予定です。補助金の交付対象と認められた方には、交付決定通知書により、事前に通知します。
- （5）振り込まれた場合の通帳の記帳の記載名称は、「キタクシセツリヨウヒ」です。（満3歳児クラスに対する補助金についての記載名称は「キタクホゴシャホジョキン」です）

【在籍園以外の認可外保育施設等が補助対象となる場合について】

○在籍園（＝お通りの幼稚園）により異なります。

在籍園が補助対象となるかどうかは、在籍している園の所在自治体のホームページをご確認ください。

北区内園の場合、右記QRコードを読み取り表示された表中の「預かり保育における無償化部分」において「幼稚園部分および認可外保育施設等まで対象」と記載のある園が補助対象となります。



預かり保育における
無償化部分

対象となる園は変更になる可能性がありますので、年度ごとにご確認ください。

○補助対象となる認可外保育施設等は無償化対象施設に限ります。

一時利用した「（無償化対象施設である）認可外保育施設」「保育所等の一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の利用料金が補助対象となります。年末特別保育は対象外です。



無償化対象施設

無償化対象施設であるかどうかは、施設所在自治体のホームページをご確認ください。

北区内施設については、右記QRコードから確認することができます。

○認可外保育施設等の利用も補助対象となる場合には、保護者から利用先の認可外保育施設等へ下記提出書類の作成を依頼し受け取ったうえで、子ども未来課子ども施設係へ直接提出してください。（郵送可）

提出書類

①認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を利用

「特定子ども・子育て支援提供証明書※および領収書」

※利用した施設等に証明・発行していただくものです。「～提供証明書兼領収書」となっている場合、提出は1種類で結構です。北区ホームページに参考様式を公開しています。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用

「育児支援活動報告書」

提出期限 上記①②共通

前期分（4月～8月利用分）：令和8年9月11日（金）

後期分（9月～3月利用分）：令和9年4月9日（金）

【認可外保育施設等利用分の支給額の計算方法】

月額上限から預かり保育分交付額を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に実際に支払った金額を比較して、少ない方が交付額となります。

■給食費に関する補助について

給食費に関する補助については、(1) 副食費徴収免除加算等と
(2) 北区独自の無償化制度があり、それぞれ交付対象者や補助額が異なります。



1 交付対象者

(1) 副食費徴収免除加算等

令和8年度内に給食費※を私立幼稚園等に納めている保護者のうち、生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯、年収360万円相当未満世帯および、多子世帯（第三子以降）のいずれかに該当する方

※給食ではなくお弁当を持参されている場合は、補助対象外です。（(2) は対象です。）

(2) 北区独自の補助制度

給食利用に関わらず、令和8年度内に私立幼稚園等に在籍している園児保護者

2 補助額 ※(1)、(2) いずれも令和7年9月時点の予定額です。

(1) 副食費徴収免除加算等

月額上限7,900円

※(1) の補助金の対象者で給食費が5,000円以上の月は、(2) の補助金は支給されません。

(2) 北区独自の補助制度

月額上限5,000円 ※ただし、教育認定は8月分を除く

※給食ではなく、お弁当を持参されている場合も、5,000円を上限に補助金が支給されます。

※(1) による補助を受ける月については、5,000円から(1) の補助金額を差し引いて得た額を補助上限額とします。

※教育認定の方は、8月分の補助は原則支給対象外です。ただし、新2号または新3号認定を有している方に限り、「8月中の預かり保育事業利用日数×300円」と「補助上限額」とを比較して少ない方の額を支給します。

3 申請・振込

(1) 副食費徴収免除加算等

- ・お通りの幼稚園等に対して支給されます。支給対象となった保護者の方には、幼稚園等を通じて「利用者負担額決定通知書」をお渡しします。

(2) 北区独自の補助制度

- ・6月頃に、補助金の申請と振込先に関する書類を配布します。原則としてその際にご指定いただいた申請者名義の口座へ振り込みます。
- ・申請者名義の口座に振り込む場合、振込時期は前期（4～8月）令和8年10月下旬・後期（9～3月）令和9年5月下旬に分けて、振り込み予定です。補助金の交付対象と認められた方には、交付決定通知書により、事前に通知します。
- ・振り込まれた場合の通帳の記帳の記載名称は、「キタクホゴシャホジョキン」です。